

議 事 録

会 議 名	令和5年度山陽小野田市障害福祉計画検討委員会 第2回	
開催日時	令和5年11月20日(月) 午後2時～午後3時	
開催場所	高千帆地域交流センター 講義室(2階)	
出席者	山陽小野田市地域包括支援センター運営協議会 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会 一 般 公 募 社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団 学 識 経 験 者 山 陽 小 野 田 医 師 会 山 陽 ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会 障害者就業・生活支援センター 小野田ボランティア連絡協議会 山 陽 小 野 田 市 障 害 者 協 議 会 山 陽 小 野 田 市 教 育 委 員 会 一 般 公 募 相 談 支 援 事 業 所 の ぞ み こども発達支援センターとことこ	上村 篤子 沖野 浩 中川 正治 西村 浩之 長谷 亮佑 廣田 勝弘 福山 厚子 藤井 淳 藤井 礼子 宮川 力雄 山縣 利恵 山田 起代 吉見 兆生 吉水 多加志
欠席者	山陽小野田精神保健家族会 宇部公共職業安定所 山陽小野田市民生児童委員協議会	臼井 文子 西尾 健太郎 安田 克己
事務担当課 及び職員	福 祉 部 長 福 祉 部 次 長 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長 障 害 福 祉 課 長 補 佐 障 害 福 祉 課 障 害 支 援 係 長 障 害 福 祉 課 障 害 福 祉 係 長	吉岡 忠司 尾山 貴子 杉山 洋子 松本 啓嗣 岡手 優子 三隅 貴恵
会議次第	1 福祉部長あいさつ 2 議事 (1) 第1回障害福祉計画検討委員会指摘事項についての対応 (2) その他の変更箇所 (3) 第7期山陽小野田市障害福祉計画・第3期山陽小野田市障害児福祉計画(案)について (4) その他	

〈開会〉

1 福祉部長あいさつ

福祉部長があいさつを行った。

2 議事

※山陽小野田市障害福祉計画検討委員会規則第4条第2項により、西村会長が議長として議事進行を行った。

(1) 第1回障害福祉計画検討委員会指摘事項についての対応

- ・第5次山陽小野田市障害者計画
- ・その他

第1回障害福祉計画検討委員会指摘事項について、【資料1】「第1回障害福祉計画検討委員会以降の変更」を用いて事務局が説明を行った。

○議長： ただ今の説明に関しまして、御意見はございませんか。

●質疑応答はなし

(2) その他の変更箇所

- ・第5次山陽小野田市障害者計画
- ・その他全般に係る表記の変更

その他の変更箇所について、【資料1】「第1回障害福祉計画検討委員会以降の変更」を用いて事務局が説明を行った。

○議長： ただ今の説明に関しまして、御意見はございませんか。

●質疑応答はなし

(3) 第7期山陽小野田市障害福祉計画・第3期山陽小野田市障害児福祉計画（案）について

第7期山陽小野田市障害福祉計画・第3期山陽小野田市障害児福祉計画（案）について、【資料2】「サービス見込量の変更」及び【資料3】「就労選択支援の概要」を用いて事務局が説明を行った。

○議長： ただ今の説明に関しまして、御意見はございませんか。

○委員： 「障がい者等」という表現がされている箇所が複数あるが、障がい者以外にどのような方が対象なのか。

●事務局： 障がい者以外に障がい児も含まれている。

○委員： 前回作成した計画と比較して、大きく変更したところや重点的に取り組むところ等、特徴的なところがあれば教えてほしい。

●事務局： 様々な障害福祉サービスを適切に提供することと同時に、障がい者差別解消に向けて、障がい者の方が一緒に暮らす地域として、ヘルプカードの周知による障がい者と地域の方とのコミュニケーション促進や障害の特性を知っていただくこと等について、今後一層力を入れていきたい。

(4) その他

計画策定における今後のスケジュールについて、事務局から説明を行った。

○議長： 最後に、委員の皆様より何か御意見はございますか。

●質疑応答はなし

〈閉会〉

第 1 回障害福祉計画検討委員会以降の変更

1 第1回障害福祉計画検討委員会指摘事項についての対応

(1) 第5次山陽小野田市障害者計画

①P7 4 計画の対象者

・本計画には、市民も含まれるはずなので、「4 計画の対象者」という見出しは、障がい者の定義という内容に合うものにしたほうがよい。

→「計画の対象となる障がい者の定義」に修正する。

②P31・32 6(2)保健・医療の充実等

・新型コロナワクチンウイルスについて対応してきたはずなので、新しい感染症についても取組を記載してはどうか。

→《推進方向》に記載を追加する。

③Pなし

・「国施策11 国際社会での協力・連携の推進」も記載したほうがよいのではないか。

→他市の計画を確認したところ、下関市のみに記載があった。また、県が策定中の新たな計画にも記載がなかったことから、本市計画は現行のままとする。

(2) その他

①ペアレントメンター、インクルーシブといった用語については、説明を記載するのがよい。

→巻末に用語説明を記載。

②第7期山陽小野田市障害福祉計画 p4 第7期成果目標の「削減」という用語は、もっと適当な表現に変更したほうがよい。

→「減少」に変更する。

2 その他の変更箇所

(1) 第5次山陽小野田市障害者計画

①P17 **照会中** の欄の一部に数値を記載した。

②P22 (2)【現状と課題】■%の数字を記載した。

P23 アンケート結果を記載した。

P31、32、37、38、39 担当課の指摘に基づく修正

③法律名称の初出・再掲時の記載整理

- ・法律の初出箇所と第2章2「障がい者施策に関する法制度等の動き」では、正式名称と略称を記載し、以降は略称で記載する。
- ・第5次山陽小野田市障害者計画 P5、18、21、24、26、40

(2) その他全般に係る表記の変更

①「害」の字の記載とそのルールについて

- ・第5次山陽小野田市障害者計画 P4

第3章障がい福祉サービス等の見込み量 第4章障がい児福祉サービスの見込み量における変更点

1 変更点

県の算定方法に合わせて次のように変更

①年間利用時間 → 月平均利用時間

②年間利用日数 → 月平均利用日数

③年間実人数 → 月平均利用人数

※すべて、月平均で算定

2 算定方法

①時間で算定するサービス(例)居宅介護

(単位:時間)

月	利用時間					利用時間合計	利用者数
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
4月	1	3				4	2人
5月	2	3	5		3	13	4人
6月	1	3	3			7	3人
7月	2	3	2			7	3人
8月	1	3	4			8	3人
9月	2	3	5			10	3人
10月	1		4			5	2人
11月	2		1			3	2人
12月	1		3			4	2人
1月	2			2		4	2人
2月	1			2		3	2人
3月	2			2		4	2人
合計	18	18	27	6	3	72	30人

実人数 5人

(変更前) ・年間利用時間 **72時間** ・年間実人数 **5人**

(変更後) ・月平均利用時間: 年間利用時間を12か月で割った時間 $72時間/12か月=6時間$
 ・月平均利用人数: 年間の利用人数を12か月で割った人数 $30人/12か月=3人(2.5)$

②日数で算定するサービス(例)生活介護

(単位:日)

月	利用日数					利用日数合計	利用者数
	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん		
4月	22	15				37	2人
5月	22	15	5		5	47	4人
6月	22	15	5			42	3人
7月	22	15	5			42	3人
8月	23	15	5			43	3人
9月	22	15	5			42	3人
10月	22		10			32	2人
11月	23		10			33	2人
12月	22		10			32	2人
1月	22			5		27	2人
2月	22			5		27	2人
3月	23			5		28	2人
合計	267	90	55	15	5	432	30人

実人数 5人

(変更前) ・年間利用日数 **432日** ・年間実人数 **5人**

(変更後) ・月平均利用人数: $30人/12か月=3人(2.5)$
 ・月平均利用日数: 人日で算出する
 人日とは、一月当たりの平均利用人数に、一人が一月に利用した平均日数を掛け合わせたもの
 ①一月当たりの平均利用人数を出します。
 $30人(年間の利用人数)/12か月=3人(2.5)$
 ②1月の一人あたりの利用日数を出します。
 $432日(年間利用日数)/12か月/3人(月平均利用人数)=12日$
 ③人日は①×②
 $3人×12日=36人日$

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、概ね2週間（最大でも2か月）程度とする

法の条文

第五条（略）

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①**主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②**主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③**主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※ 施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

施行期日（案）

令和7年10月1日

省令の具体的内容（案）①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

省令の具体的内容（案）②

①本人と協同して確認した就労選択支援を利用する障害者の

- ・ 障害の種類及び程度
- ・ 就労に関する意向
- ・ 就労に関する経験
- ・ 就労するために必要な配慮及び支援
- ・ 就労するための適切な作業の環境

②その他適切な選択のために必要な事項

省令の具体的内容（案）③

- ・ 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- ・ 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- ・ その他の必要な支援

※ 支給決定期間は1か月又は2か月で市町村が定める期間とする

※ 市町村は、支給要否の決定に当たり、当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、その評価及び整理の結果について、勘案する

※ 就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとする。ただし、同様のアセスメントが実施されている場合や本人の事情（障害特性や病状など）等により就労選択支援の利用に困難を伴う場合を考慮する。